一般貨物自動車運送業　チェックシート

Ⅰ:『人』・・・組織体制及び人員

① 運行管理者が確保できているか？(29台以下の場合1名)	チェック欄
(1)資格要件	
a. 運行管理者試験に合格した人	
b. 国土交通大臣の認定を受けた人	
(2)運行管理者試験の受験資格	
a. 運行管理に関する1年以上の実務経験	
b. 事故対策センターの基礎講習を受講	
→ 出来ていなければ、講習会・試験を受ける 又は 雇用する。	
② 整備管理者が確保できているか？	チェック欄
(1)資格要件	
a. 3級整備士以上の有資格者	
b. 自動車の整備又は、改造に関して2年以上の実務経験 ＋運輸局長が行う研修を終了 ＊実務経験の場合は「職歴証明」が必要	
＊整備管理者の外部委託(整備工場等と契約)が<u>禁止</u>されました(H19.9) → 出来ていなければ雇用する。	
③ 運転者が適正な人数確保出来ているか？	チェック欄
(1)資格要件	
a. 車両に合致する運転免許取得者で基本正社員	
(2)適正な運転者の人数	
a. 営業所全体に週1回の公休日があり、1人1車の場合 → 運転者数＝車両数	
b. 営業所全体が無休で1人1車の場合 → 運転者数＝車両数×1.2	
④ 申請者または、法人の役員が必要な法令知識を有しているか(H20.7追加)	チェック欄
(1)要件	
許可申請後に行われる法令試験(筆記試験)に合格すること	

Ⅱ:『施設』・・・施設及び設備関係

① 車両は確保できているか？	チェック欄
(1)車両数・・・・・・・・5台以上	
(2)車令・・・・・・・・要件廃止 但し、ディーゼル規制等により数ヵ月後に使用できなくなる車両は不可	
② 建物(営業所・休憩所)が確保されているか？	チェック欄
(1)建物の要件	
a. 一年以上継続的に使用する権限があること	
b. 建築基準法等に抵触しないこと	
(2)営業所	
a. 経営上適切な広さを有すること	
b. 賃貸契約の場合は『事務所』として申請者名義で契約していること(住居用は不可)	
(3)休憩睡眠施設	
a. 営業所または、車庫と併設していること	
b. 乗務員数　×　2．5㎡　以上の広さを有すること(睡眠する場合)	
③ 車庫が確保されているか？	チェック欄
(1)土地の要件	
a. 一年以上継続的に使用する権限があること	
b. 農地法、都市計画法に抵触しないこと	
c. 経営上適切な広さを有すること(駐車場・来客用駐車スペース)	
d. 賃貸契約の場合は『駐車場』の目的で申請者名義で契約していること	
(2)その他	
a. 原則として営業所に併設していること ＊併設できない場合は、当該営業所からの距離が原則10km以内	
b. 計画車両の全てを収容できる車庫(無蓋のみでも良い)を有すること (7.5t以上38㎡、7.5tまで28㎡、2tロング20㎡、2tまでが15㎡が一台の目安)	
c. 車庫の前面道路の有効幅員が、車両制限令に抵触しないこと (概ね、最大車両の幅　×　2　＋　1.5m　以上あれば良い(6．5m程度が目安))	
④ 什器備品関係・機械工具関係	チェック欄
自動車運送事業を経営する上での必要な什器備品を備え付けていること	
自動車の点検基準に定められた機械工具を備え付けていること	

Copyright(C) 2011 申請代理、各種契約書の作成等なら犬山市の行政書士事務所 堀行政書士事務所0568-67-8115へ All Rights Reserved.

Ⅲ:『物』・・・輸送貨物関係

申請理由に適合する荷主及び、輸送貨物が確実に確保されていると同時に、輸送計画が適法であるかどうかということが審査上最も重要な項目となるので、運送事業を開始した時に、『どのように経営』するかを想定し、十分吟味して計画を立案する必要があります。

【輸送計画】	チェック欄
どの荷主の、どのような品物を、どの程度、何処へ、どの車両を使って輸送するのか？ ＊収入及び、支出の算出根拠、適正な運転要員の根拠、申請の適切性の重要な判断	

Ⅳ:『金』・・・資金計画

計画を遂行するための裏付けとなる資金が確保されているかどうかとは、
運送開始後の安定的経営のために極めて重要

① 所要資金の50%以上が自己資金であること	チェック欄
固定資産関係費＋運転資金関係費の50%以上が最低の自己資金率です 自己資金は直近の決算書の『資本金＋剰余金－欠損金』となります	
(1)固定資産関係 固定資産関係は事業に必要な下記取得費用の全額を計上します a. 車両費 b. 土地、建物関係費 c. 機械工具関係 d. 什器備品関係 ＊但し、リース車両については、一年分のリース料の計上で済みます また、土地や建物を賃借している場合も一年分の賃借料の計上で済みます (2)運転資金関係 a. 重量税・自動車税・取得税・消費税・登録免許税等の税金関係の年額 b. 自賠責保険・任意保険の年額 c. 福利費(雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金)の2か月分 d. 人件費・燃料費・修繕費・減価償却費等の運送費の2ヶ月分 e. その他経費の2ヶ月分 ＊申請時の添付資料(調達方法の証明書類) ★既存法人の場合は直近の決算書 ★既存法人で増資する場合は直近の決算書＋株主の株式取引書	

Ⅴ:その他

①『会社の目的』	記載の有無
登録された会社の目的に運送業が含まれていることが必要です。 例) 貨物自動車運送事業　一般貨物自動車運送事業	
＊上記の目的が記載されていない場合は、目的追加の登記を事前に行っていただく事が必要です	

②『社会保険等の加入』	加入の有無
運送業の開始前に労働保険(雇用保険・労災保険)と、社会保険(健康保険・厚生年金)に加入していただくことが必要です。	
社会保険等の加入は許可の要件として明記されますので、保険加入を行わないと運輸開始が出来ません(H20.7追加)	

Copyright(C) 2011 申請代理、各種契約書の作成等なら犬山市の行政書士事務所 堀行政書士事務所0568-67-8115へ All Rights Reserved.